



学校だより

ながおか

令和5年5月1日 発行 No.2

《学校教育目標》

心豊かにたくましく生きる長岡の子の育成

南国市立長岡小学校

☎ 088-864-2309 FAX 088-864-2329



「継続」と「変化」

新緑が目に見える季節になってきました。

4月23日（日）の参観日には、授業参観、学級・学年懇談、PTA総会に、たくさんの保護者の皆様にご出席いただきありがとうございました。授業参観では、落ち着いて学習に向かっている子どもたちの様子を見ていただけて、うれしく思っています。

PTA総会の際には、学校教育目標「心豊かにたくましく生きる長岡の子」を達成するために、重点的に取り組むことを二つお話しさせていただきました。

一つは「継続」です。これまでに地域で、ご家庭で、学校で培ってきたことを継続し、更に磨きをかけていくことで、「心の豊かさ」も育まれていきます。

もう一つは「変化」です。「継続」とは矛盾するようですが、これからの社会は変化が急激・複雑で予測が困難と言われています。そのような中で、子どもたちには、変化に翻弄されるのではなく、変化に抗うのではなく、「自ら変化を起こす」「新たな価値を創造できる」ようになってほしいと考えます。柔軟に「変化を楽しむ子」、これが、本校の目標である「たくましく生きる」ということだと考えます。

「継続」とスピード感をもった「変化」とを取組の両輪として参ります。

また、私たちは、学校教育目標の達成、そして、「みんなが笑顔で幸せになれる学校」を目指しています。この「みんな」は、子ども・教職員だけでなく、保護者・地域の皆様のことでもあります。教職員と保護者の皆様が、子育てや教育について

の思いや願いをすり合わせて、ベクトルを合わせて、一緒に頑張って取り組むことで、子どもたちは大きく成長します。

反対に、保護者の皆様と教員とが互いにそっぽを向くような状態になってしまうと、教育を前に進めていくことはできません。

時に学校の取組や教員の対応について、疑問に思われることも起こってこようかと思えます。

そのようなときは、まずは、これまで通り、お子さんの思いをしっかり聞いていただいて、お子さんの思いに寄り添い、受け止めていただいたうえで、学校にご連絡をいただければと存じます。私たちは、そのようなときにこそ、しっかり保護者の皆様と向き合うなかで、ご家庭と学校とが関係を深められる・絆を強くすることができる機会にしたいと考えています。何卒、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

頑張っていることを「継続」する

子どもたちの素晴らしい姿がたくさん見られています。

流しの掃除をしている二人の男の子は、排水口の蓋をあけて、一番汚れているところをしっかりとこすり洗いしていました。床に膝をついて丁寧に拭き掃除をしています。6年生の靴箱は、整然としています。



交通指導員さんに元気に挨拶をする子もいますし、横断歩道前で停車してくだ

さったドライバーさんに会釈を返す子もいて、本当に感心しています。

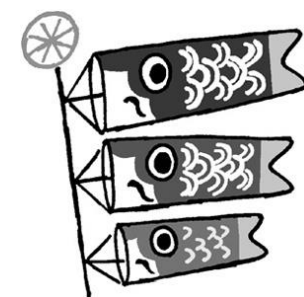
始業式では、子どもたちに「できていること・頑張っていることを続けていこう」という話をしました。

家庭教

令和5年度PTA役員

本年度のPTA役員の皆様です。大変お世話になります。1年間よろしくお願いいたします。

役 職	名 前
会 長	
副会長	
副会長	
副会長	
副会長	
副会長	
副会長	
副会長	
事業部長	
研修部長	
保体部長	
人権部長	
子ども会育成部長	
監査	
監査	
事務局	



5月、6月の行事予定は

裏面

5月行事予定

日	曜	行事
1	月	家庭訪問③
2	火	遠足
3	水	憲法記念の日
4	木	みどりの日
5	金	こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	委員会 6 h 3 年校区たんけん(南コース)
9	火	起震車巡回体験 4 年生 内科検診 (2 ・ 5 年)
10	水	職員会
11	木	
12	金	検尿①
13	土	発明クラブ
14	日	南国市 PTA 連合会総会(市役所大会議室)
15	月	内科検診 (3 ・ 6 年)
16	火	心臓検診(1 年) 代表委員会
17	水	校内研
18	木	
19	金	交通少年団
20	土	
21	日	
22	月	田植え(5 年)
23	火	クラブ①
24	水	校内研 田植え(予備日)
25	木	歯科検診 交通安全教室(4 年 自転車)
26	金	わくわくタウン・スタディ①(6 年) 検尿②
27	土	
28	日	
29	月	人権・道徳参観日
30	火	
31	水	校内研

※人権・道徳参観日につきましては、別途にお手紙にてお知らせいたします。

6月の主な行事予定

1 日 (木)	わくわくタウン・スタディ②(6 年)	16 日 (金)	わくわくタウン・スタディ⑤(6 年)
2 日 (金)	わくわくタウン・スタディ③(6 年)		長岡小150周年事業発起人会
6 日 (火)	委員会	20 日 (火)	クラブ 交通少年団 地区懇談会③
12 日 (月)	わくわくタウン・スタディ④(6 年)	21 日 (水)	地区懇談会④
13 日 (火)	地区懇談会①	29 日 (木)	耳鼻科検診
14 日 (水)	地区懇談会②	30 日 (金)	特活参観日

※地区懇談会・特活参観日につきましては、別途にお手紙にてお知らせいたします。



「いじめ」の未然防止、早期発見・対応について

ご記憶の方も多いかと存じますが、平成23年の滋賀県大津市のいじめ事案をきっかけに全国でいじめに対する意識・危機感が高まり、社会総がかりでいじめ防止を進める必要があるとして、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」)が平成25年に制定されました。これを受けた高知県、南国市のいじめ防止基本方針の策定を機に、本校においても「長岡小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

保護者の皆様は、どのような行為を「いじめ」と認識されているでしょうか。法の定義では次のようになっています。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、子どもたちの豊かな心を育むことで「いじめの未然防止」に取り組むとともに、早期の発見に努め、暴力を伴わない冷やかしも含めていじめと認定し、早期対応をしております。該当の学年・学級だけでなく、定例(月1回)の「いじめの防止対策委員会」を開催し、事案についての報告や解消に向けての取組・見守りについて協議し、情報共有をしています(事案によっては緊急会議を行います)。加えて、全ての事案の発生から見守り、解消までを南国市教育委員会に報告しています。

また、重大ないじめ事案については、直ちに教育委員会はもとより警察署等に報告・相談することが、令和5年2月7日付で文部科学省より通知され、学校と警察署とが日常的に情報共有や相談を行える体制を構築すること、児童の健全な育成の観点から学校と警察署とが重要なパートナーであることを保護者や地域の皆様に周知することが求められています。

保護者の皆様におかれましては、上述の法に則った「いじめ」事案に対する学校の取組や対応についてご理解をいただきますとともに、お子さんの様子にご心配なことがございましたら、どんな些細なことでも結構ですのでお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。